

消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書

1 内 容

防火対象物の関係者は、消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置に係る工事が完了した場合、届け出ることが必要です。

【根拠条文 法第17条の3の2】

2 手続き

- (1) 1部作成し、工事が完了した日から4日以内に予防課査察指導係（新城市消防防災センター2階）に提出します。（控えを必要とする場合は、必要部数を提出します。）
- (2) 記載事項、設計に関する図書及び試験結果報告書が法令に適合しているか審査されます。
- (3) 検査の日時の打ち合わせ後、係員が検査を行い設備等技術基準等に適合すると「検査済証」が交付されます。

【関係条文 政令第35条、規則第31条の3】

3 添付資料等

消防用設備等に関する図書（着工届又は工事計画届出時の図書と同じであれば省略が可能です。）及び試験結果報告書

4 その他

軽微な工事や重複している添付書類の取扱い等の簡素合理化のため、一定の条件のもとで、軽微な工事の着工届の省略等（「消防用設備等に係る届出等に関する運用について（平成9年消防予第192号）」）が認められています。

法 →消防法（昭和23年法律第186号）

政令→消防法施行令（昭和36年政令第37号）

規則→消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）

条例→新城市火災予防条例（平成17年条例第236号）

施行規則→新城市火災予防条例施行規則（平成17年規則第177号）